

ちょうししんきんアパートローン

2019年10月1日現在

項目	内容
商品名	ちょうししんきんアパートローン
ご利用いただける方	次の各条件を満たし、原則、事業計画書等を作成されている方（確認資料が必要となります） <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用可能な土地をお持ちの個人および法人の方 ・個人：お借入時満20歳以上満65歳以下、最終返済年齢満75歳以下の方 ただし、連帯債務の場合は、年齢要件に該当する連帯債務者が1名以上必要となります。 法人：定款に貸貸用住宅などを事業として行う旨の定めのある法人の方 代表取締役が連帯保証人となれる方 ・反社会的勢力に該当しない方 ・当金庫の会員となれる資格を有する方
お使いみち	①アパート、マンション等の建設資金 ②アパート、マンション等の増・改築、改装資金 ③アパート、マンション等の火災保険料 ※原則、土地購入資金は除きます。
お借入金額	10万円以上1億円以内（1万円単位）
お借入期間	（1）新築：6ヵ月以上30年以内、かつ耐用年数期間内 （2）増改築等：6ヵ月以上10年以内、または残存耐用年数期間内 ※つなぎ融資は建物完成予定期間内とします。
お借入方法	証書貸付によりお借入れいただきます。 ※つなぎ融資は手形貸付によりお借入れいただきます
ご返済方法	毎月元金均等・元利均等割賦返済（元金返済据置期間は6ヵ月以内） 元金返済据置期間はお利息のみのご返済となります。 お借入期間に応じてお借入金額を次の方法で分割し、第1回返済日以後1ヵ月毎の応当日（約定返済日）に、指定預金口座から自動振替により、お利息とともにご返済いただきます。
お借入利率	変動金利：お借入利率は当金庫住宅ローンプライムレートを基準金利とします。 （1）団体信用生命保険に加入されない場合は、当金庫住宅ローンプライムレート+0.5%以上 （2）団体信用生命保険に加入される場合は、当金庫住宅ローンプライムレート+1.0%以上 お借入れの際の適用金利は毎月見直されます。 金利情勢によっては見直されることもあります。
利率の見直し	お借入後の利率については年2回、毎年4月1日と10月1日現在の当金庫住宅ローンプライムレートを基準として、前回基準日または実行時における当金庫住宅ローンプライムレートと比較し、その変動幅と同じ幅で利率を変動させます。 新利率の適用は、6月および12月の約定返済日または利息支払日の翌日から適用します。
お利息の計算方法 （付利単位100円）	元利均等返済：月割計算となります。1年を12ヵ月とした月割により計算します。 下記の場合は日割で計算いたします。 （1）お借入日から第1回返済日までの期間の約定利息 （2）繰上返済の場合の未収利息 （3）延滞損害金 元金均等返済：日割計算となります。1年を365日とした日割により計算します。 下記の場合は日割で計算いたします。 （1）繰上返済の場合の未収利息 （2）延滞損害金
延滞損害金	ご返済が遅れた場合は、遅延した元金について年18.25%の延滞損害金を申し受けます。
金利情報	窓口にお問い合わせください。

しんきんアパートローン

商品概要説明書

項 目	内 容
団体信用生命保険	信用金庫団体信用生命保険の付保をご選択いただけます。(富国生命保険相互会社) ※団体信用生命保険の加入上限金額は5,000万円までとなります。
保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・担保提供者の方を連帯保証人とさせていただきます。 ・個人の方のお申込みの場合、配偶者または後継者の方、または保証能力がある第三者の方(当金庫が適当と認めた方)を連帯保証人とします。 ・法人の方のお申込みの場合、原則、代表取締役を連帯保証人とします。
担保	原則、土地、建物に抵当権を設定させていただきます。 建物には返済期間以上の長期火災保険にご加入いただき、あわせて質権を設定させていただきます。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産担保事務手数料として、担保設定額が3,000万円以下は33,000円(消費税込)、3,000万円超は44,000円(消費税込)を申し受けます。 ・約定以外のご返済条件の変更が必要となった場合は、条件変更手数料5,500円(消費税込)を申し受けます。 ・繰上返済時に次の繰上返済手数料を申し受けます。 繰上返済額(万円単位)×0.550% ただし、最低金額5,500円(消費税込)、上限金額は55,000円(消費税込)といたします。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部経営管理課(9時～17時、電話:0479-25-2114)にお申出ください。</p> <p>【紛争解決措置】 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部経営管理課または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部経営管理課もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ローンのご利用は、当金庫本支店のいずれか1店舗に限ります。 ・お申込みにあたっては審査がございます。結果によっては、ご希望に添えない場合もあります。 ・当金庫でのお借入れが合計700万円を超える場合は、当金庫の出資にご加入いただき、会員となることが必要です。 ・ご返済の試算は、当金庫ホームページまたは窓口でお受けいたします。 ・団体信用生命保険に係る診断給付金、保険金のお支払いにあたっては制限条項がございます。

しんきんアパートローン